

日本と諸外国における 加工食品の義務表示事項の比較について (諸外国との表示制度の整合性検討)

令和 8 年10月
消費者庁食品表示課

諸外国との表示制度の整合性検討に係る議論の進め方

- R8年度 第2回（本日）：我が国の食品表示制度について、コーデックス、EU、アメリカ、中国を比較した全体像を説明
- R8年度 第3回以降：主な論点となる項目ごとに、今後の表示制度の在り方について議論

= 消費者庁が考える主な論点 =

原材料と添加物の区分表示

水の表示

原材料の順不同表示

添加物の一括名表示

添加物の用途名表示

食物アレルギー表示

原材料の量的表示

栄養成分の量及び熱量の表示

日本と諸外国における加工食品の義務表示事項の比較①（消費者庁調べ）

➤ 食品表示のルールは、各国の食生活の実態や食品の生産・流通状況等により、国ごとに定められている。

項目	日本	コーデックス	EU	アメリカ	中国
表示規定	生鮮食品と加工食品を分けて表示ルールを規定	容器包装に入れられた食品全体に対して表示ルールを規定	容器包装に入れられた食品全体に対して表示ルールを規定	容器包装に入れられた食品全体に対して表示ルールを規定	容器包装に入れられた食品全体に対して表示ルールを規定
名称	その内容を表す一般的な名前を表示	その内容を表す一般的な名前を表示	その内容を表す一般的な名前を表示	その内容を表す一般的な名前を表示	その内容を表す一般的な名前を表示
原材料名 表示方法 水	原材料と添加物を区分して重量順に表示 商習慣上、水の表示を省略	原材料、添加物を問わず、水を含めて重量順に表示	原材料、添加物を問わず、水を含めて重量順に表示	原材料、添加物を問わず、水を含めて重量順に表示	原材料、添加物を問わず、水を含めて重量順に表示
原材料名 複合原材料	複合原材料の原材料は原則表示	複合原材料の原材料は原則表示	複合原材料の原材料は原則表示	複合原材料の原材料は原則表示	複合原材料の原材料は原則表示
	複合原材料が製品中 5 %未満の場合は、複合原材料の内訳表示を省略可能 複合原材料の名称から、その原材料が明らかな場合は、複合原材料の内訳表示を省略可能	複合原材料が製品中 5 %未満の場合は、複合原材料の内訳表示を省略可能 複合原材料の名称から、その原材料が明らかな場合は、複合原材料の内訳表示を省略可能	複合原材料が製品中 2 %未満の場合は、複合原材料の内訳表示を省略可能 複合原材料の名称から、その原材料が明らかな場合は、複合原材料の内訳表示を省略可能	製品中の割合に応じた省略規定なし 複合原材料の名称から、その原材料が明らかな場合は、複合原材料の内訳表示を省略可能	複合原材料が製品中25%未満の場合 かつ 複合原材料の名称から、その原材料が明らかな場合は、複合原材料の内訳表示を省略可能
	複合原材料中の重量割合 3 位以下かつ 5 %未満の原材料は「その他」と表示可能	なし	なし	なし	なし
原材料名 順不同表示	なし	なし	原材料と添加物を合わせて重量 2 %未満は順不同	原材料と添加物を合わせて重量 2 %以下は順不同	原材料と添加物を合わせて重量 2 %以下は順不同

図表は各国の制度を分かりやすく比較するために簡略化して記載。

日本と諸外国における加工食品の義務表示事項の比較②（消費者庁調べ）

項目	日本	コーデックス	EU	アメリカ	中国
添加物 表示方法	物質名で表示	（原材料表示として） 物質名又は国際番号(INS番号等)で表示	（原材料表示として） 物質名又はE番号（E+INS番号）で表示	（原材料表示として） 物質名で表示	（原材料表示として） 物質名で表示
添加物 一括名	一部の添加物は、物質名に代えて一括名で表示可能（14種類） 例：レシチン、グリセリン 脂肪酸エステル→乳化剤	一部の添加物は、物質名に代えて一括名で表示可能（香料）	一部の添加物は、物質名に代えて一括名で表示可能（香料）	一部の添加物は、物質名に代えて一括名で表示可能（香料及び一部の着色料）	一部の添加物は、物質名に代えて一括名で表示可能（香料）
添加物 用途名	8種の用途で用いる添加物は用途名を併記	25種の用途で用いる添加物は用途名を併記	24種の用途で用いる添加物は用途名を併記	保存目的で用いる添加物には用途名を併記	22種の用途で用いる添加物は用途名を併記可能
アレルゲン	（対象） えび、カシューナッツ、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生が対象 アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、ピスタチオ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチンは推奨表示の対象	（対象） 小麦、ライ麦、大麦、甲殻類、卵、魚、落花生、乳、ごま、アーモンド、カシューナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、ピスタチオ、くるみ、亜硫酸塩（10mg/kg以上）が対象	（対象） 小麦、ライ麦、大麦、オーツ麦又はこれらの交配種、甲殻類、卵、魚類、落花生、大豆、乳、アーモンド、カシューナッツ、クイーンズランドナッツ、くるみ、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、マカデミアナッツ、軟体動物、ごま、マスタード、セロリ、ルピナス、二酸化硫黄及び亜硫酸塩（10mg/kg 又は10mg/L以上）が対象	（対象） 小麦、甲殻類※（例：えび、かに、ロブスター等）、卵、魚類※（例：バス、ヒラメ、タラ等）、落花生、大豆、乳、木の実類※（例：アーモンド、くるみ、ペカンナッツ等）、ごま、二酸化硫黄及び亜硫酸塩（10mg/kg 以上）が対象 ※対象品目の指定は「木の実類」等としているが、表示は「アーモンド」、「くるみ」等、個別の名称を記載	（対象） グルテンを含む穀物（例：小麦、ライ麦、オーツ麦、大麦又はこれらの交配種）、甲殻類（例：えび、かに、ザリガニ等）、魚類、卵、落花生、大豆、乳及び乳製品（乳糖を含む）、木の実類が対象
	（表示方法） ○ 個別表示 （原材料に対応させて表示） ○ 一括表示 （原材料の最後にまとめて表示）	（表示方法） ○ 個別表示 ○ 一括表示	（表示方法） ○ 個別表示 × 一括表示	（表示方法） ○ 個別表示 ○ 一括表示	（表示方法） ○ 個別表示 ○ 一括表示

日本と諸外国における加工食品の義務表示事項の比較③（消費者庁調べ）

項目	日本	コーデックス	EU	アメリカ	中国
原料原産地名	重量割合上位 1 位の原材料について、原産地又は製造地を表示	なし	はちみつの採蜜地、オリーブ油のオリーブについて、原料原産地を表示	なし	なし
遺伝子組換え	遺伝子組換え農産物である旨を表示 ※最終製品に組み換えられた遺伝子が検出されないものは対象外	なし	遺伝子組換え農産物である旨を表示 ※最終製品に組み換えられた遺伝子が検出されないものも対象	遺伝子組換え農産物である旨を表示 ※最終製品に組み換えられた遺伝子が検出されないものは対象外	遺伝子組換え食品である旨を表示 ※最終製品に組み換えられた遺伝子が検出されないものは、遺伝子組換えである旨に加え、遺伝子組換え成分が含まれていないと表示
内容量	重量又は体積で表示 （一部の商品で数量表示も可能）	重量又は体積で表示	重量又は体積で表示 （一部の商品で数量表示も可能）	重量又は体積で表示 （一部の商品で数量表示も可能）	重量、体積又は数量で表示

日本と諸外国における加工食品の義務表示事項の比較④（消費者庁調べ）

項目	日本	コーデックス	EU	アメリカ	中国
消費期限 賞味期限	食品の特性に応じて消費期限・賞味期限を表示	食品の特性に応じて消費期限・賞味期限を表示	食品の特性に応じて消費期限・賞味期限を表示	横断的なルールは連邦規則にはなし ※別途、州法で個別規制あり	品質保持期限（販売期限）を表示
保存方法	期限表示の根拠となる保存条件を具体的に表示	期限表示の根拠となる保存条件を具体的に表示	特別な保管条件が求められる場合は表示	横断的なルールは連邦規則にはなし ※別途、州法で個別規制あり	期限表示の根拠となる保存条件を具体的に表示
原産国名	輸入品には、原産国を表示	表示しないことで消費者が誤認する恐れがある場合は原産国を表示	表示しないことで消費者が誤認する恐れがある場合は原産国を表示	輸入品には、原産国を表示	輸入品には、原産国を表示
食品関連事業者の名称及び住所	表示責任者の名称及び住所を表示	表示責任者又は製造（衛生）責任者の名称及び住所を表示	表示責任者の名称及び住所を表示	表示責任者又は製造（衛生）責任者の名称及び住所を表示	表示責任者の名称、住所及び連絡先を表示
製造所等の名称及び住所	製造（衛生）責任者の名称及び住所を表示				製造（衛生）責任者の名称及び住所を表示

日本と諸外国における加工食品の義務表示事項の比較⑤（消費者庁調べ）

項目	日本	コーデックス	EU	アメリカ	中国
原材料の量的表示	（対象） 特色のある原材料（品種、産地、有機等）を使用したことを強調する場合	（対象） 文字や図等で強調されている原材料や、量的表示を省略することで消費者を誤認させる原材料を表示する場合	（対象） 文字や図等で強調されている原材料や、量的表示を省略することで消費者を誤認させる原材料を表示する場合	（対象） 果汁又は野菜汁を含む飲料の場合	（対象） 文字や図等で強調されている原材料や、量的表示を省略することで消費者を誤認させる原材料を表示する場合
	（表示方法） 当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に、同種原材料中又は製品中の使用割合を表示 ※当該原材料の割合が100%の場合は省略可能	（表示方法） 当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に、製品中の使用割合を表示	（表示方法） 当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に、製品中の使用割合を表示	（表示方法） 容器包装の目立つ位置に果汁又は野菜汁の製品中の使用割合を表示	（表示方法） 当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に、製品中の使用割合を表示
ロット識別	なし ※期限表示等の義務表示事項により商品の識別が可能	生産工場及びロットを識別するための番号等を表示	ロットを表示 ※期限表示で月及び日が表示されている場合は省略可能	なし	推奨表示

日本と諸外国における加工食品の義務表示事項の比較⑥（消費者庁調べ）

項目	日本	コーデックス	EU	アメリカ	中国
栄養成分の量及び熱量	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量（ナトリウム量を換算）を表示	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、糖質（炭水化物から食物繊維を除いたもの）、総糖類、ナトリウム※1、 その他、各国の法令又は食事指針による求めに応じ※2、良好な栄養状態を維持するのに役立つと考えられる栄養素の量を表示 ※1 各国当局は総ナトリウム量を食塩相当量で「食塩」として表示することを決定してもよい。 ※2 トランス脂肪酸の摂取量の水準が公衆衛生上の懸念となっている国は、栄養表示においてトランス脂肪酸の表示を考慮すべきである。	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、食塩相当量（ナトリウム量を換算）を表示	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムを表示 （食品によって表示が不要となるもの） 飽和脂肪酸※1、トランス脂肪酸※1、コレステロール※1、総糖類※2、添加糖類※2、食物繊維※3、カルシウム※4、鉄※4、カリウム※4、ビタミンD※4 ※1 1食当たりの総脂質量が0.5g未満であり、かつ脂肪、脂肪酸又はコレステロールの含有量に関する表示を行っていない場合、飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸の栄養成分表示は、省略することができる。また、1食当たりのコレステロールの含有量が2mg未満であり、かつ脂肪、脂肪酸又はコレステロールの含有量に関する表示を行っていない場合、コレステロールの栄養成分表示は、省略することができる。なお、いずれの場合においても、重要な供給源でない旨の表示が必要である。 ※2 1食当たりの総糖類又は添加糖類の含有量が1g未満であり、かつ甘味料、糖類、添加糖類又は糖アルコールの含有量に関する表示を行っていない場合、総糖類及び添加糖類の栄養成分表示は、重要な供給源でない旨を表示することにより省略することができる。 ※3 1食当たりの食物繊維の含有量が1g未満の場合、食物繊維の栄養成分表示は、重要な供給源でない旨を表示することにより省略することができる。 ※4 1食当たりのカルシウム、鉄、カリウム及びビタミンDの含有量がアメリカの栄養素等表示基準値の2%未満の場合、カルシウム、鉄、カリウム及びビタミンDの栄養成分表示は、重要な供給源でない旨を表示することにより省略することができる。	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸※1、炭水化物※2、糖類※1、ナトリウムを表示※3 ※1 2025年公布、2027年施行により追加。 ※2 食物繊維の量を表示する場合は、食物繊維の量を差し引く。 ※3 栄養強化剤を使用した場合は、栄養成分表示に強化された栄養成分の含有量を表示する必要がある。 食品又はその原材料の製造において、水素添加油脂又は部分水素添加油脂を使用した場合は、栄養成分表示にトランス脂肪酸の含有量を表示しなければならない。

図表は各国の制度を分かりやすく比較するために簡略化して記載。

(参考) 日本と諸外国における原材料表示の比較

(参考) 日本と諸外国における原材料表示の比較 カレールー

第2回令和5年度食品表示
懇談会資料1を改訂

項目	日本	EU	アメリカ	中国
原料（添加物） 	食用油脂(牛脂豚脂混合油(国内製造)、パーム油)、小麦粉、でんぷん、食塩、カレーパウダー、砂糖、ソテーカレーペースト、オニオンパウダー、玉ねぎ加工品、ごまペースト、デキストリン、香辛料、脱脂大豆、全粉乳、ガーリックパウダー、たん白加水分解物、酵母エキス加工品、ぶどう糖、ローストガーリックパウダー、チーズ加工品、濃縮生クリーム、香味野菜風味パウダー、酵母エキス、チーズパウダー／調味料(アミノ酸等)、カラメル色素、乳化剤、酸味料、香料、甘味料(スクラロース)、香辛料抽出物	植物油脂(パーム油、キャノーラ油)、小麦粉、砂糖、食塩、カレー粉(ターメリック、コリアンダー、クミン、フェヌグreek、シナモン、フェネル、レッドペッパー、ディル、乾燥ミカンの皮、香辛料)(7%)、コーンスターチ、オニオンパウダー(オニオンフレーク、大豆パウダー、グルコース、マルトース)、デキストリン、ガーリックパウダー(乾燥にんにく、脱脂大豆、グルコース、マルトース)、風味増強剤(E621、E631、E627)、着色料 E150a、酵母エキス、乳化剤(E473、大豆レシチン、E471)、粉末味噌(大豆、食塩、米)、脱脂大豆、酸味料(E296、E330)、赤唐辛子、発酵小麦調味料(小麦、酵母エキス、デキストリン)、香料	植物油脂(パーム油、キャノーラ油)、小麦粉、コーンスターチ、食塩、カレー粉(香辛料、乾燥ミカンの皮、にんにく、アジワフン、甘草)、砂糖、グルタミン酸ナトリウム、カラメル色素、ソテーカレーペースト(カレー粉[香辛料、乾燥ミカンの皮]、パーム油)、オニオンパウダー(玉ねぎ、粉末大豆、麦芽糖)、ゴマペースト、香辛料、脂肪酸モノ・ジグリセリド、たん白加水分解物(大豆たん白加水分解物、とうもろこしたん白加水分解物、デキストリン、グルタミン酸ナトリウム)、全粉乳、大豆、大豆レシチン、酵母エキス、ソテーオニオンペースト(オニオンパウダー[乾燥たまねぎ、大豆、グルコース]、パーム油)、ガーリックパウダー(乾燥ニンニク、大豆、グルコース、マルトース)、デキストリン、粉末味噌(大豆、米、食塩)、グルコース、チーズ製品(デキストリン、酵素処理チーズ[チーズ(低温殺菌乳、チーズカルチャー、酵素、食塩)、全粉乳、食塩])酵母エキス、コーンスターチ、食塩)、ショ糖脂肪酸エステル、クエン酸、リンゴ酸、ローストオニオンパウダー(オニオンフレーク、デキストリン、天然フレーバー)、ローストガーリックパウダー(ガーリックフレーク、デキストリン、天然フレーバー)、野菜調味料(乳糖、ガーリックパウダー[ニンニク、小麦粉、パーム油]、オニオンパウダー[たまねぎ、パーム油]、天然フレーバー)、天然および人工フレーバー、イノシン酸二ナトリウム、乳酸、スクラロース、チーズ(低温殺菌乳、チーズカルチャー、塩、酵素)	食用油脂(精製植物油(パーム油、水素化菜種油、ビタミンE)、リン脂質)、小麦粉、砂糖、食塩、マルトデキストリン、香辛料、ジンジャーパウダー、脱脂粉乳、カレー粉、グルタミン酸ナトリウム、ブドウ糖、食品添加物(5'-イノシン酸二ナトリウム、クエン酸、リン脂質、カラメル色素、モノステアリン酸グリセロール)、はちみつ、水、トマトパウダー、パプリカ、酵母抽出物、タマネギパウダー、ヤシパウダー、濃縮リンゴピューレ、ニンニクパウダー、食用香料

※各国の表示例は品目内の類似商品であり、同一商品ではありません。

(参考) 日本と諸外国における原材料表示の比較 カレールー (原文)

第2回令和5年度食品表示
懇談会資料1を改訂

項目	日本	EU	アメリカ	中国
原料（添加物） 	食用油脂(牛脂豚脂混合油(国内製造)、パーム油)、小麦粉、でんぷん、食塩、カレーパウダー、砂糖、ソテーカレーペースト、オニオンパウダー、玉ねぎ加工品、ごまペースト、デキストリン、香辛料、脱脂大豆、全粉乳、ガーリックパウダー、たん白加水分解物、酵母エキス加工品、ぶどう糖、ローストガーリックパウダー、チーズ加工品、濃縮生クリーム、香味野菜風味パウダー、酵母エキス、チーズパウダー／調味料(アミノ酸等)、カラメル色素、乳化剤、酸味料、香料、甘味料(スクラロース)、香辛料抽出物	Vegetable Oils(Palm Oil, Canola Oil), Wheat Flour, Sugar, Salt, Curry Powder(Turmeric, Coriander, Cumin, Fenugreek, Cinnamon, Fennel, Red pepper, Dill, Dried Tangerine Peel, Spices)(7%), Corn Starch, Onion Powder(Onion Flakes, Soybean Powder, Glucose, Maltose), Dextrin, Garlic Powder(Dried Garlic, Defatted Soybean, Glucose, Maltose), Flavour Enhancers(E621, E631, E627), Colour: E150a, Yeast Extract, Emulsifiers(E473, Soy Lecithin, E471), Powdered Miso(Soybean, Salt, Rice), Defatted Soybean, Acidity Regulators(E296, E330), Red Pepper, Fermented Wheat Seasoning(Wheat, Yeast Extract, Dextrin), Flavourings.	VEGETABLE OILS (PALM OIL,CANOLA OIL), WHEAT FLOUR, CORN STARCH, SALT, CURRY POWDER (SPICES, DRIED TANGERINE PEEL, GARLIC, AJOWAN, LICORICE), SUGAR, MONOSODIUM GLUTAMATE, CARAMEL COLOR, SAUTEED CURRY PASTE (CURRY POWDER [SPICES, DRIED TANGERINE PEEL], PALM OIL), ONION POWDER (ONION, POWDERED SOYBEAN, MALTOSE), SESAME PASTE, SPICES, MONO- AND DIGLYCERIDES OF FATTY ACID, PROTEIN HYDROLYSATE (SOY PROTEIN HYDROLYSATE, CORN PROTEIN HYDROLYSATE, DEXTRIN, MONOSODIUM GLUTAMATE), WHOLE MILK POWDER, SOYBEAN, SOY LECITHIN, YEAST EXTRACT, SAUTEED ONION PASTE (ONION POWDER [DRIED ONION, SOYBEAN, GLUCOSE], PALM OIL), GARLIC POWDER (DRIED GARLIC, SOYBEAN, GLUCOSE, MALTOSE), DEXTRIN, POWDERED MISO (SOYBEAN, RICE, SALT), GLUCOSE, CHEESE PRODUCTS (DEXTRIN, ENZYME MODIFIED CHEESE [CHEESE (PASTEURIZED MILK, CHEESE CULTURES, ENZYMES, SALT), WHOLE MILK POWDER, SALT], YEAST EXTRACT, CORN STARCH, SALT), SUCROSE FATTY ACID ESTERS, CITRIC ACID, MALIC ACID, ROASTED ONION POWDER (ONION FLAKE, DEXTRIN, NATURAL FLAVOR), ROASTED GARLIC POWDER (GARLIC FLAKE, DEXTRIN, NATURAL FLAVOR), VEGETABLE SEASONING (LACTOSE, GARLIC POWDER [GARLIC, WHEAT FLOUR. PALM OIL], ONION POWDER [ONION, PALM OIL], NATURAL FLAVOR), NATURAL AND ARTIFICIAL FLAVORS, DISODIUM INOSINATE, LACTIC ACID, SUCRALOSE, CHEESE (PASTEURIZED MILK, CHEESE CULTURES, SALT, ENZYMES).	食用油脂制品（精炼植物油（棕榈油、氢化菜籽油、维生素E）、磷脂）、小麦粉、食用盐、白砂糖、淀粉、咖喱粉、味精、洋葱粉、食品添加剂（焦糖色、5'-肌苷酸二钠、柠檬酸、磷脂、琥珀酸二钠）、香辛料、大蒜粉、辣椒粉、酵母抽提物、姜黄粉、麦芽糊精、食用香精
※各国の表示例は品目内の類似商品であり、同一商品ではありません。				